主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡本弘、同伊藤静男連名の上告趣意は、違憲(一三条、一四条違反)をいうが、刑法一八六条二項所定の賭博開張図利行為が、風俗を害し、公共の福祉に反するもので、実質的に違法であることは、当裁判所の判例(昭和二五年(れ)第二八〇号同年一一月二二日大法廷判決・刑集四巻一一号二三八〇頁)の趣旨に徴し明らかであり、また、右規定は、同条項に規定する行為を何人に対しても禁止し、これに違反したものを無差別に処罰するものであるから、所論は、いずれも前提を欠き、その余の所論は、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年五月二六日

最高裁判所第二小法廷

豊		田	吉	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
如	信	Ш	小	裁判官
— 自	青	l (20	+	共业宣